取締役会実効性の分析・評価

分析・評価のプロセス

当社取締役会は2019年3月下旬から4月中旬にかけて、全取締役・監査役計23名を対象に、「2018年度取締役会実効性評価アンケート」を実施しました。アンケートの項目は次のとおりで、23名全員から記名式で回答を得ました。

(1) 経営理念・経営方針
(2) 取締役会の規模・構成
(3) 監督と執行の分離
(4) 取締役会に先立つ情報提供
(5) 取締役会の決議事項の数
(6) 取締役会の議事進行
(7) 取締役会における意見等に対する経営の対応
(8) 取締役会の権限
(9) 利害対立への適切な対応
(10) ステークホルダーとのコミュニケーション
(11) 取締役同士のコミュニケーション
(12) 知識習得の機会
(13) コンプライアンス推進
(14) 総合評価

アンケートに加えて、社外取締役・社外監査役計4名に対して、取締役会事務局が個別にインタビューを行い、アンケートへの回答内容を踏まえて意見を聴取しました。

これらの結果について、2019年6月11日に開催された「ガバナンス委員会」で分析・評価を行った上、その結果を2019年6月20日の取締役会で審議しました。次に示す結果の概要は、当該取締役会において決議を行った内容です。

分析・評価の結果の概要

(1) 2018年度取締役会は、経営理念・経営方針に対する深い理解・共感にもとづき監督と意思決定を行い、結果として、企業戦略等の大きな方向性を示す役割・責務を概ね適切に果たしたものと判断する。

(2) 2018年度取締役会は、全15回の取締役会を開催して監督と意思決定を適時・適切に行った。加えて、意思決定の委任の範囲の見直しを進めるなど、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う役割・責務を概ね適切に果たしたものと判断する。

(3) 2018年度の取締役会は、全15回における取締役出席率が100％であった。社外取締役はそれぞれの専門的見地などから発言を行い、それらを含む取締役会における意見等については、経営が適切な措置を取っている。

また、利益相反が生じうる取引などについては、社内手続きが適切に運用された。以上のことから、取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行う役割・責務を概ね適切に果たしたものと判断する。

(4) 以上を踏まえ、2018年度の取締役会は、概ね実効的にその役割・責務を果たしたものと判断する。

但し、「取締役会の議論のさらなる活発化」については、2019年度以降、具体的な改善策を講じることで、実効性の一層の向上を図る必要がある。

(5) 実効性評価の過程で取締役・監査役から得られた意見等については、それらを踏まえ、必要に応じて「ガバナンス委員会」において取締役会の実効性のさらなる向上へ向けた議論を深めていく。